「公開します　市政情報　保護します　個人情報　ご利用ください　情報コーナー」情報公開制度・個人情報保護制度に関するお問い合わせは、総務課法制総務係☎551・1576へ。

確定申告に関する青梅税務署からのお知らせ

問合せ青梅税務署☎0428・22・3185

◆事業主の方へ

「法定調書」の提出期限は2月2日(月)です

給料、退職手当、報酬、不動産の使用料などの支払者は、支払先の住所、氏名、支払い金額などを記載した書類（「法定調書」と言います。）を税務署に提出することになっています。

平成20年中に俸給、給料、賃金などの給与等を支払った場合には、支払者は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、2月2日(月)までに、すべての受給者に交付するとともに、一定金額以上の受給者のものについては、税務署に提出してください。また、「給与所得者の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらず、平成21年1月1日現在の受給者の住所地である市町村へ2月2日(月)までに提出してください。

法定調書は、期限内に、記載誤り、記載漏れのないように提出してください。特に、「税務署番号」及び「整理番号」欄の記載漏れには注意してください。

法定調書については、磁気テープ・磁気ディスク（フロッピー・MO）により提出することができます。税務署への承認申請書等の手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

問合せ青梅税務署個人課税第1部門資料情報担当

◆贈与税の申告について

平成20年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産が110万円を超える方や、「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。3月16日(月)までに税務署へ申告してください。

贈与税の申告書等の用紙は、国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp）からダウンロードすることもできます。

◆消費税の申告について

平成20年度分の消費税及び地方消費税の確定申告は3月31日(火)までにしなければなりません。

平成18年中の課税売上高により判定をしますので、税務署に問い合わせてください。

◆納税証明について

確定申告に伴う税務署が発行する証明について

納税証明書には、次の3種類があります。あらかじめ提出先に必要な証明書の種類、年分、枚数等を確認のうえ請求してください。

①納付税額の証明
②所得金額の証明
③未納の税額がないことの証明

市民のひろば

個人情報が含まれるため、広報ふっさPDF版からは除いてあります。

問合せ秘書広報課広報広聴係☎551・1568

年金だより

確定申告には社会保険料控除証明書が必要です

国民年金保険料は、全額が確定申告での社会保険料控除の対象となります。

確定申告で社会保険料控除の適用を受ける場合には、納付した保険料を証明する書類の添付が必要となります。

そのため、社会保険庁では9月30日までに納付していただいた国民年金保険料額を証明した「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を11月上旬に送付しています。確定申告をする際には、この証明書と10月1日以降に納付した保険料の領収書を併せて添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に、平成20年に初めて国民年金保険料を納付された方につきましては、2月上旬に「控除証明書」を送付することになっています。

紛失等による再発行や「控除証明書」に関する問合せは、控除証明書専用ダイヤル☎0570・070・117（IP電話・PHSから☎03・6748・8882）へ。

国民年金保険料の収納業務について民間委託を実施しています

東京社会保険事務局では、市場化テスト事業の一環として、国民年金保険料が未納となっている方に対する電話や文書による納付督励（とくれい）、また戸別訪問による納付督励及び保険料の収納業務について、民間委託を実施しています。

民間委託にあたって委託事業者には、納付督励に必要となる国民年金保険料の未納情報を提供していますが、個人情報の保護に関する法律や独自の取扱い規程、本事業に係る委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏洩（ろうえい）、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。

民間事業者の担当者が保険料をお預かりして収納する場合には、お客様が保険料の納付書をお持ちの場合に限られています。

社会保険庁が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から、民間事業者の担当者が現金をお預かりして、領収書を発行することはありませんのでご注意ください。

委託事業者と照会先

㈱もしもしホットライン（☎0120・91・7707）

実施期間平成22年9月30日まで

年金記録確認地方第三者委員会への申し立ては社会保険事務所で受け付けています

年金記録の訂正に関し、公正な判断を示すため、年金記録確認東京地方第三者委員会が設置されています。

年金記録確認東京地方第三者委員会への申し立てに当たっては、まず、社会保険事務所でご自身の年金記録を確認していただく必要があります。

その結果、社会保険事務所からの回答に異議のある場合には、年金記録確認東京地方第三者委員会に審査の申し立てをしていただきます。なお、この申し立ては社会保険事務所で受け付けています。

年金記録確認東京地方第三者委員会への申し立ての詳しい手順については、青梅社会保険事務所まで。また、総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp）でもご案内しています。

問合せ青梅社会保険事務所☎0428・30・3414

12月の横田基地飛行回数

問合せ環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	608	104	138	85
昼間（午前7時～午後7時）	515	49	99	51
夕刻（午後7時～10時）	81	48	37	32
夜間（午後10時～午前7時）	12	7	2	2
最高音圧レベル（デシベル）	119	3	97	-6

2月の無料相談

問合せ秘書広報課広報広聴係☎551・1568※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	4日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	5日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	10日(火)			
法律相談	6日(金)・12日(木)・18日(水)・25日(水)			予約制、先着6人（1人30分）※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	19日(木)			予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都都民の声課☎03・5320・7733へ。
税務相談	26日(木)			予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
少年相談	20日(金)	午前9時～午後4時30分		予約制、秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター☎042・642・1677へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係☎551・1764
子ども相談	毎週火～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター（福祉センター2階）	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎539・2555
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	地域振興課☎551・1699
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会☎552・2121
金融相談	12日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会☎551・2927※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談（☎551・1511市役所代表）、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談（☎552・2121福祉センター）、教育相談（直通☎551・7700）

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

防災行政無線による火災や迷い人の放送内容の確認は、こちらの専用番号☎539・2061、539・2062へ。